

請願の提出手続のオンライン化について

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月に施行されたことにより、地方議会における請願の提出手続のオンライン化が可能となりました。本県議会としては、この法律の公布後、地方自治法施行規則の改正（令和6年1月）等を踏まえ、実施に向けた課題整理を行ってきたところですが、オンライン化の実施に向けた環境が一定程度整ったことから、請願の提出手続のオンライン化の実施に向けて検討を進めます。

1 オンライン化の実施に向けた課題について

- ・ オンラインでのやり取りとなるため、請願者の負担に配慮しつつ、請願者の本人確認等のセキュリティを確保すること。
- ・ 指定フォームへの入力とする等、請願者、議会の双方の事務負担軽減が見込まれる方法を導入すること。
- ・ 県が既に導入しているシステムを活用する等、導入に当たっての財政的及び時間的なコストを要しないこと。

2 課題対応の方向性等について

- ・ 上記の課題を踏まえ、三重県電子申請・届出システムを利用することを想定
- ・ 請願の提出手続のオンライン化に関する詳細な検討を進め、最終的に代表者会議において決定

3 今後のスケジュールについて

令和7年2月	代表者会議において請願の提出手続のオンライン化について決定
令和7年2月～3月	<u>会議規則の改正等</u> 、必要な規定の整備
令和7年4月～	請願の提出手続のオンライン化の運用開始

※ 請願の提出手続のオンライン化後も、引き続き書面による請願の提出を受け付けます。